

# 山梨県公報

号外第六十八号

平成二十四年  
十二月四日

火 曜 日

## 目 次

規則  
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一  
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………二

## 規 則

### 山梨県規則第四十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二の九の表建築住宅課の項に次のように加える。

二十五 都市	1 第十条第二項の規定による集約都市開発事業計画に係る市町村長の認定についての同意(協議に係る建築物の延べ面積(建築物の増築、修繕又は模様替の場合にあつては、当該増築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計)が二千平方メートル以上である場合に限る。)				
	2 第十条第二項の規定による集約都市開発事業計画に係る市町村長の認定についての同意(1に掲げるものを除く。)				建設事務 所長

3 第十一条第二項において準用する第十条第二項の規定による集約都市開発事業計画の変更に係る市町村長の認定についての同意(1に掲げるものに係るものに限る。)

4 第十一条第二項において準用する第十条第二項の規定による集約都市開発事業計画の変更に係る市町村長の認定についての同意(3に掲げるものを除く。)

5 第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定(申請に係る建築物の延べ面積(建築物の増築、修繕又は模様替の場合にあつては、当該増築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計)が二千平方メートル以上である場合に限る。)

6 第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定(5に掲げるものを除く。)

7 第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定(5に掲げるものに係るものに限る。)

8 第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定(7に掲げるものを除く。)

9 第五十六条の規定による認定建築主に

建設事務  
所長

建設事務  
所長

建設事務  
所長

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成二十四年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四百八十四号の七の次に次の二号を加える。

- 四百八十四の八 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- 四百八十四の九 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

**附 則**

この規則は、山梨県手数料条例の一部を改正する条例（平成二十四年山梨県条例第五十四号）の施行の日から施行する。

10	第五十六条の規定による認定建築主に 対する報告の徴収（9に掲げるものを除く。）			建設事務 所長
11	第五十七条の規定による認定建築主に 対する改善命令（5及び7に掲げるものに 係るものに限る。）			
12	第五十七条の規定による認定建築主に 対する改善命令（11に掲げるものを除く。）			建設事務 所長
13	第五十八条の規定による低炭素建築物 新築等計画の認定の取消し（11に掲げる ものに係るものに限る。）			
14	第五十八条の規定による低炭素建築物 新築等計画の認定の取消し（13に掲げる ものを除く。）			建設事務 所長
15	第五十九条の規定による認定建築主に 対する助言及び指導（5及び7に掲げる ものに係るものに限る。）			
16	第五十九条の規定による認定建築主に 対する助言及び指導（15に掲げるものを 除く。）			建設事務 所長

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第四十二号**